

監 査 報 告 書

2025（令和7）年5月19日

学校法人 東洋英和女学院
理 事 会 御 中

学校法人 東洋英和女学院

監 事 小 林 敏 ⑩

監 事 松 脇 達 郎 ⑩

私たち監事は、私立学校法（令和5年5月8日施行）第37条第3項及び学校法人東洋英和女学院寄附行為（令和3年2月26日施行）第16条の規定に基づき、学校法人東洋英和女学院の2024（令和6）年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会及び常務理事会、学院運営協議会等重要会議に出席し意見を述べたほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、監査法人等と連携し、計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）並びに財産目録について確認するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人東洋英和女学院の業務に関する決定及び執行は適切な手続きを経て行われており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為はなく、かつ、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。また、計算書類等（財産目録を含む）は、会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以 上